

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成18年12月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成18年12月1日（金曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

平成18年11月17日

東京都台東区上野三丁目2番5号

株式会社シネックス

代表取締役社長 関戸 明夫

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番2号（東銀ビル）

東京証券代行株式会社